平成２５年（フ）第５２９号
福岡市中央区渡辺通１丁目８番33―501号、前住所熊本県菊池郡大津町美咲野１丁目４番７号
債務者　河野　志穂（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５３０号
熊本市中央区水前寺公園16番30―609号
債務者　坂口　修
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５３５号
熊本市西区春日７丁目16番35―202号　春日団地、前住所熊本市西区蓮台寺４丁目12番３―302号　グランドウールミキ302
債務者　倉冨　次夫
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５３６号
熊本市西区春日７丁目16番35―202号　春日団地、前住所熊本市西区蓮台寺４丁目12番３―302号　グランドウールミキ302
債務者　倉冨　令子（旧姓南）
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５３７号
熊本市南区田迎２丁目７番30号　サニパレスニシダＡ102
債務者　佐藤真由美
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５３８号
熊本市東区長嶺南２丁目８番85号　エスカーサⅠ202号、前住所熊本県天草市本渡町本戸馬場1019番地１
債務者　萩原　真樹
1　決定年月日時　平成25年９月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１００号
宮崎県日向市大字財光寺3445番地12　木原団地２棟２号
債務者　那須　裕代
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第３６１号
千葉県松戸市五香南１丁目11番地の４　ハイツユニオン101号
債務者　大塚　金治
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３８７号
千葉県松戸市北松戸１丁目７番地の11　篠崎マンション203号
債務者　葛原　寿子
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３９８号
千葉県松戸市上本郷3253番地の１　第２コーポマツマル201号
債務者　小野寺依子
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４１７号
千葉県松戸市根本346番地の１　リキハイム101号
債務者　大川　藤男
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４２１号
千葉県流山市西平井1477―１　ルーチェＢ棟103、住民票上の住所千葉県流山市大字鰭ケ崎1595番地
債務者　鳥谷恵美子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４５４号
千葉県松戸市串崎新田177番地の66
債務者　及位　惠悦
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１８６号
兵庫県宝塚市泉町３番１―404号
債務者　池田　愛花（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１８７号
埼玉県入間市河原町８番５号　フォルム飛和202、前住所兵庫県伊丹市寺本３丁目194番地スワンハイム昆陽101号
債務者　谷口　正弘
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第４４５号
兵庫県尼崎市栗山町１丁目22番30―307号
債務者　井上　紀子
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６９号
山口県周南市大字久米3138番地の１　プレジール河本Ｃ―202号
債務者　家永　望（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
山口地方裁判所周南支部